

平成 2 1 年 度 事 業 計 画

自 平成 2 1 年 4 月 1 日

至 平成 2 2 年 3 月 3 1 日

狩猟知識の普及、狩猟道德の向上をはかるとともに鳥獣資源の保護増殖を図り、適正な狩猟の永続並びに、狩猟事故の絶無を期するため次の事業を実施する。

1. 狩猟事故防止指導事業

狩猟事故防止並びに違反の絶無を期するため、狩猟事故防止指導員を県下に配置して巡回せしめる他、パトロールカーによる巡回指導を行う。また、狩猟事故防止指導員の研修会、その他狩猟事故防止対策協議会等を開催する。

さらに、大日本猟友会の安全狩猟指導員と呼応し、鳥獣資源の保護、生息環境保護及び事故防止の徹底をはかる。

2. 猟鳥増殖事業

減少する狩猟鳥類の増殖をはかる目的で、放鳥協力費を徴収し、生息環境の良好な地域にキジ及びヤマドリを放鳥する。また、放鳥に足環を付するとともに、足環回収者に記念品を贈呈し、調査の実績を高める。

3. 有害鳥獣捕獲事業

大日本猟友会の有害鳥獣捕獲事業指針等も念頭において、引続き県並びに各市町村の有害鳥獣捕獲事業に協力していきたい。

4. 会報発行事業

狩猟及び環境保全に関する知識を高め、狩猟道德の向上をはかるため会報を発行し、広く会員に啓発する。また、テーマを特定した座談会を開催し、会報に掲載し、会員相互の意思疎通をはかる。

5. 射撃部事業

群馬県猟友会が指定管理者の指定されたことに伴い、群馬県クレイ射撃場を活用する。安全狩猟フィールド射撃大会（安全狩猟関東山静ブロック射撃大会選手選抜会を兼ねる）、地区対抗射撃大会、又、群馬県猟友会ライフル・スラッグ射撃大会（一都八県親睦ライフル・スラッグ射撃大会選手選抜会を兼ねる）を開催するほか、安全狩猟関東山静ブロック射撃大会、一都八県親睦ライフル・スラッグ射撃大会に参加し、会員相互の親睦をはかるとともに、銃器の取扱いを習熟することにより事故防止の実を挙げる。

6. 猟犬部事業

狩猟事故防止の一環として、猟犬の改善普及及び会員相互の親睦をはかるため、鳥猟犬のための実猟犬猟野競技会及び大物獣捕獲のための獣猟犬訓練会を計画する。

7. 教育宣伝事業

狩猟に対する世論の認識を深め、或は会員意識の高揚のため、大日本猟友会、警察庁及び群馬県自然環境課の資料の収集配布を行うほか、事務所に図書を備えて会員の知識の習得と啓蒙をはかる。

8. 表彰事業

本会の発展に協力した役員又は地区猟友会から推薦された功労者、その他本会に対し特に功績のあった個人及び団体を対象に「群馬県猟友会功労者表彰規程」に基づき表彰するほか、退任役員に対する感謝状を贈呈し、全会員に啓蒙する。

9. 群馬県証紙売捌き事業

県条例等により狩猟税等県証紙の売捌き所となっているので、県内外狩猟者の登録申請に係る証紙の売捌きをする。

10. 狩猟災害共済及びハンター保険事業

大日本猟友会の行う狩猟災害共済及び県猟友会導入のハンター保険（第1種・2種並びに網猟・わな猟会員）に加入して、狩猟の安全と災害の未然防止につとめ、事故については相互扶助の精神により、その補償に万全を期する。

11. 狩猟免状等所持証明発行事業

狩猟登録申請書に添付する二枚目以上の狩猟免状及び被共済者証の所持証明を発行する。

12. 狩猟免許更新講習及び更新申請取りまとめ事業

3年毎の狩猟免許の更新通知及び狩猟免許更新申請書の取りまとめ及び狩猟免許の更新講習業務を行なう。

13. 初心者予備講習会事業

県の行なう狩猟免許試験のため、講習を実施して受験者の便に資するとともに、狩猟者の資質の向上をはかる。

14. 狩猟者登録申請取りまとめ事業

猟期前の狩猟者登録申請書の取りまとめ及び狩猟期間終了後の狩猟登録証及び狩猟者アンケートの回収業務を行なう。

15. 放鳥及び標識設置等の委託事業

群馬県からキジ・ヤマドリ の放鳥及び鳥獣保護区等への標識設置の委託を受けて、狩猟鳥獣の増殖と安全狩猟に寄与する。

16. 射撃場運営事業

群馬県より委託を受けた群馬県クレー射撃場を通じて、県民の健全な心身の発達並びに狩猟者の銃器の正しい取扱技術の習得及び射撃技術の向上をはかると共に健全経営を行なう。

17. アマチュア無線技士養成事業

各市町村等に災害が発生した場合に34地区猟友会が協力体制を取れるよう行ないたい。それに伴いアマチュア無線技士の普及をはかる。

18. その他

関係団体との協力事業の実施並びに本会の目的達成のための必要な事業を行う。